

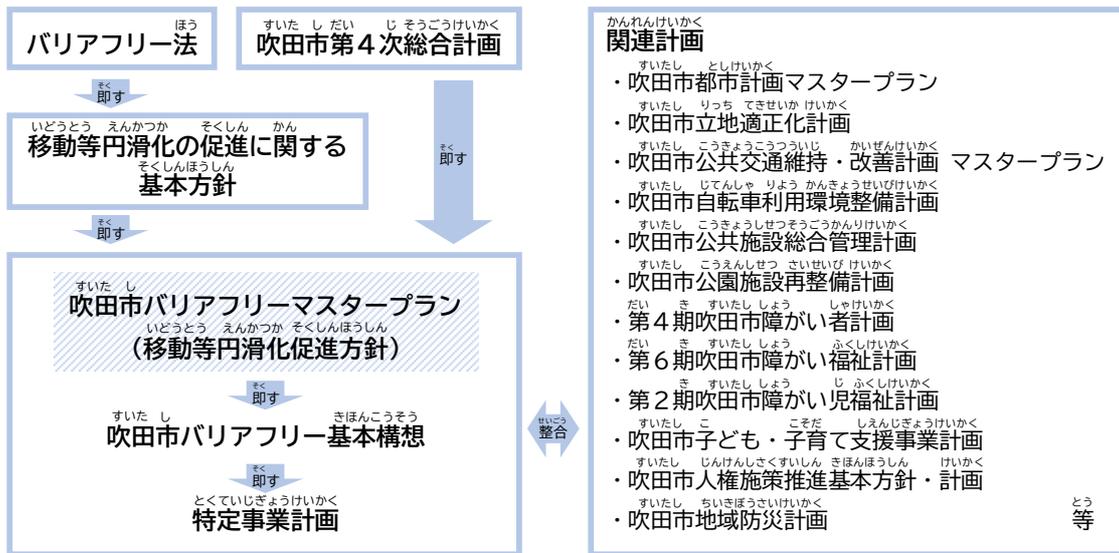
# 序 バリアフリーマスタープランについて

## (1) 位置づけ

本マスタープランは、バリアフリー法第24条の2に基づく法定計画です。

また、本市の最上位計画である「吹田市第4次総合計画」のうち、市域全体のバリアフリー化に関する方針を示した分野別計画となります。

本マスタープランの方針（移動等円滑化促進方針）をもとに個別の事業を設定した吹田市バリアフリー基本構想や特定事業計画を策定し、バリアフリー化事業を実施します。



図：計画の位置づけ

## (2) 計画期間

令和7（2025）年度～令和16（2034）年度まで（10年間）

計画期間は、上記のとおり10年間とします。また、おおむね5年ごとに評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行います。

